㈤　中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第六六条の一二関係）

(1)　不適用措置の適用除外となる欠損金額に銀行等保有株式取得機構の欠損金額を加える。

(2)　不適用措置の適用期限を二年延長する。

㈥　特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、一定の事由に該当することとなった場合に特別勘定を取り崩して益金算入する期間を特定株式の取得の日から三年（改正前五年）とした上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第六六条の一三関係）

㈦　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から除外する減価償却資産を取得価額が一〇万円未満であるもの及び他の特別償却等の適用を受けるもののその他一定のものとした上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第二八条の二及び第六七条の五関係）

㈧　農業協同組合等の合併に係る課税の特例について、対象となる合併から出資を有しない法人のみで行う合併を除外した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六八条の二関係）

㈨　探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第二二条及び第五八条関係）

㈩　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（租税特別措置法第四二条の一〇関係）

(2)　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（租税特別措置法第四二条の一一関係）

(3)　海外投資等損失準備金（租税特別措置法第五五条関係）

(4)　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（租税特別措置法第六一条関係）

(5)　交際費等の損金不算入（租税特別措置法第六一条の四関係）

㈪　次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1)　障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却（旧租税特別措置法第一三条及び第四六条関係）

(2)　特定災害防止準備金（旧租税特別措置法第二〇条及び第五六条関係）

(3)　平成二一年及び平成二二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例（旧租税特別措置法第三七条の九及び第六六条の二関係）

㈫　交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長に伴い通算法人の定額控除限度額を八〇〇万円を各通算法人が支出する交際費等の額の比で配分した金額とする等の措置を講ずることとしたほか、適用期限が延長されたその他の租税特別措置について連結納税制度の見直しに伴う所要の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四二条の一四、第五五条、第六一条の四、第六六条の一二、第六六条の一三及び第六七条の五関係）

3　国際課税

㈠　振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権に該当するものについては、令和六年三月三一日までに発行されるものに限り、振替社債等の利子等の課税の特例における振替社債等に含めることとした。（租税特別措置法第五条の三関係）

㈡　令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者及び外国法人に係る課税の特例は、適用期限の到来をもって廃止することとした。（旧租税特別措置法第四一条の二三及び第六七条の一六の二関係）

㈢　対象純支払利子等に係る課税の特例について、外国法人の法人税の課税対象とされる次に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額についても適用することとした。（租税特別措置法第六六条の五の二及び第六六条の五の三関係）

(1)　恒久的施設を有する外国法人に係る恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得

(2)　恒久的施設を有しない外国法人に係る国内源泉所得

4　資産課税

㈠　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の二関係）

(1)　受贈者の年齢要件の下限を一八歳以上（改正前二〇歳以上）に引き下げる。

(2)　適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、経過年数基準に適合するものであることを廃止し、耐震基準に適合するものであることに一本化する。

(3)　住宅資金非課税限度額は、住宅取得等資金を充てて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

イ　省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を備えた住宅用家屋　一、〇〇〇万円

ロ　イ以外の住宅用家屋　五〇〇万円

㈡　特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の三関係）

(1)　受贈者の年齢要件の下限を一八歳以上（改正前二〇歳以上）に引き下げる。

(2)　適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、経過年数基準に適合するものであることを廃止し、耐震基準に適合するものであることに一本化する。

㈢　農地等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度における特例適用農地等の借換え特例について、本特例の対象を農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農用地利用集積等促進計画に基づく特例適用農地等の借換えに改組することとした。（租税特別措置法第七〇条の四及び第七〇条の六関係）

㈣　農地等に係る贈与税・相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例について、特定貸付けの範囲を農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付けに一本化することとした。（租税特別措置法第七〇条の四の二及び第七〇条の六の二関係）

㈤　利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、本措置の対象を農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農用地利用集積等促進計画に基づく農用地等の取得に改組することとした。

㈥　経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる登記の範囲に、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の認定を受けた実施計画（資金交付契約に関する事項が記載されているものに限る。）に基づき行う組織再編成等に係る登記を加えた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八〇条の二関係）

㈦　認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、令和五年四月一日以後に認定を受ける特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき取得する不動産の所有権の移転登記に対する軽減税率を一、〇〇〇分の一三（改正前一、〇〇〇分の一〇）に引き上げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八一条及び附則第五二条関係）